

再犯防止相談支援事業



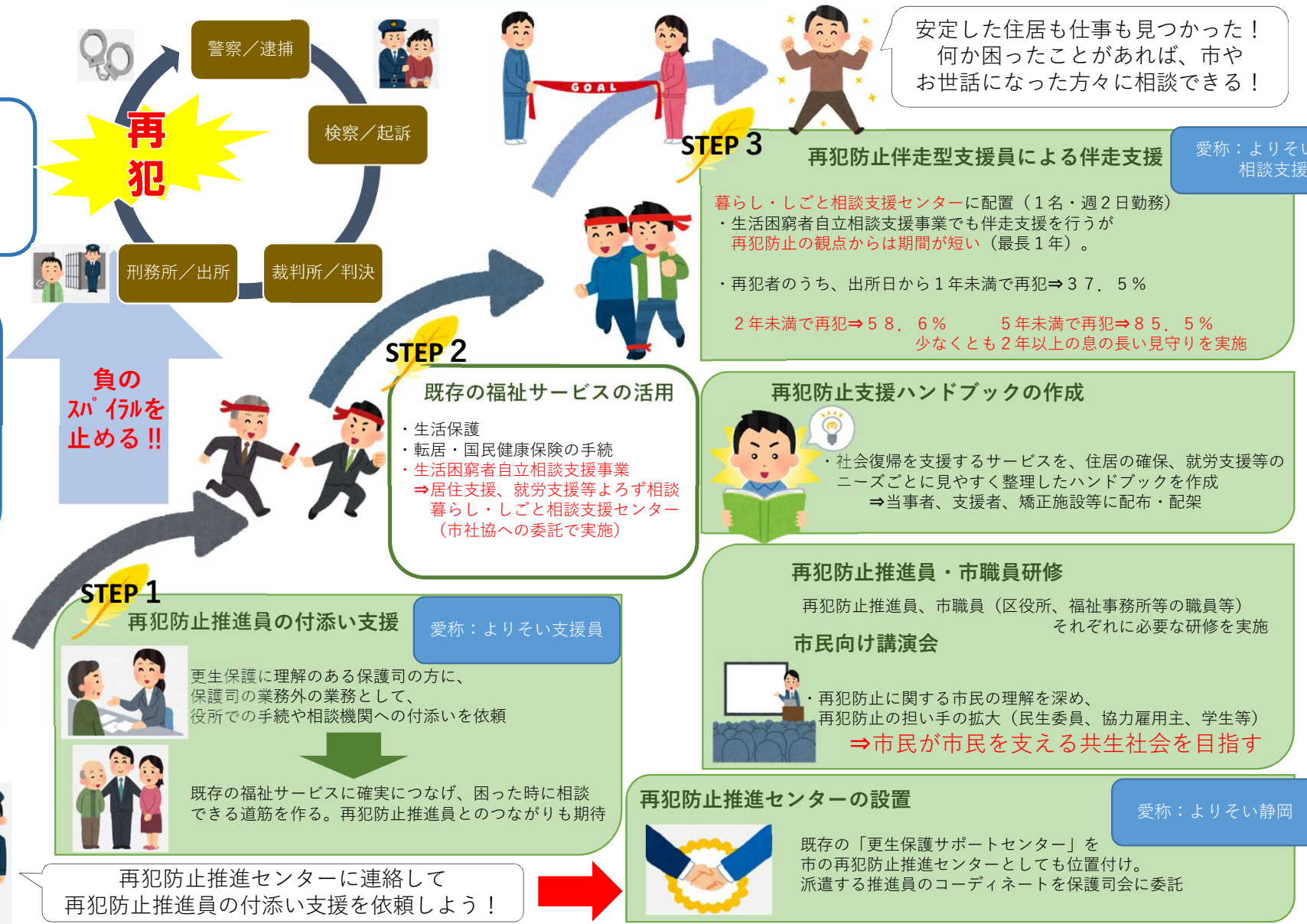
概要 「誰一人取り残さない」地域社会の実現に向け、犯罪をした者等の社会復帰のため切れ目のない支援を行う。
再犯防止推進員の付添い支援により既存の福祉サービスにつなぎ、**再犯防止伴走型支援員**による息の長い見守り

現況

1 再犯者率の高さ
 検挙者の約半数が再犯者
 令和元年の再犯者率
 国 50.5%
 市 46.8%
 (検挙者1,119人中524人が再犯)

2 法整備の進展
 H28.12月 「再犯防止推進法」施行
 H29.12月 「再犯防止推進計画」策定
 ◎地方公共団体の再犯防止に関する責務を明示
 ◎地方における「再犯防止推進計画」の策定が努力義務に

3 現場の声
 ・出所後に行政での手続きができず、福祉につながらない人がいる(静岡刑務所)。
 ・保護司がつかない満期出所者(静岡刑務所で年間132人)や不起訴の方等の支援が必要(静岡保護観察所、静岡地方検察庁)
 ・再犯防止に最も重要なのは強力な**伴走支援**(学識経験者)



安定した住居も仕事も見つかった！
何か困ったことがあれば、市やお世話になった方々に相談できる！

負のスパイラルを止める!!